

公立大学法人宮城大学 第2期中期目標期間終了時の検討について

1 中期目標期間終了時における規定

地方独立行政法人法において、県は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「暫定評価」という。）を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織および業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。また、検討に当たっては評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

○地方独立行政法人法

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 当該規定に対する考え方

先の第2期中期目標の暫定評価においては、学群・学類制への移行をはじめとする大学改革、コモンズを中心とする教育環境の整備、コミュニティ・プランナープログラムによる復興人材の育成、震災復興に寄与する研究の推進など、教育、研究及び地域貢献等の各分野で高い成果を挙げてきたことから、S評価（中期目標の進捗状況が非常に優れている）又はA評価（中期目標の進捗状況が良好である）が全評価項目の90%以上を占めるなど、全体として第2期中期目標に対する取組は順調に進んでいるとの評価をいただいている。

（1）第1項関係：法人の業務を継続させる必要性等の検討及び所要の措置

以上の暫定評価を踏まえ、地域に貢献する大学としての基本理念が着実に具体化されつつあり、組織および業務の全般について適切な運営が図られていると認められることから、引き続き、公立大学法人宮城大学が業務を継続することが妥当であると考え、第3期中期目標の策定を進めてきたところである。

また、これまで第3期中期目標の検討を通じて「組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を行ってきたところであり、この目標に掲げた事項をもって第1項に規定する「講ずるべき所要の措置」としたい。

（2）第2項関係：評価委員会の意見聴取

今般の第3期中期目標の策定を通じ、公立大学法人宮城大学の組織及び業務の全般について御意見をいただいていたことをもって、第2項に規定する評価委員会からの意見聴取としたい。

（3）第3項関係：検討結果及び措置内容の公表

第3期中期目標の公表をもって、第3項に規定する検討結果及び措置内容の公表としたい。